

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく  
 指導及び助言並びに勧告及び公表の指針（案）に対するご意見とその考え方

1. 指導及び助言並びに勧告及び公表に関する御意見等		
番号	御意見等	回答
1	<p>【指導・助言、勧告・公表の発動基準に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重大・悪質」「反復・継続」など抽象的表現を排し、違反の種類・回数・期間など客観的指標を設定することで透明性を高め、行政処分の実効性を強めるべき。</li> <li>・情報提供者保護を理由とする不実施の見直しについて、保護は維持しつつ、違反行為が放置されないよう、措置不実施の判断基準を限定・明確化するべき。</li> <li>・行政裁量を明確化し、「相当な理由」「適当と認めるとき」を、可能な限り具体的な条件や行動例で明示すること。</li> <li>・指導・勧告・公表を行わない場合の判断基準を明示し、運用過程を文書化すること。</li> </ul>	<p>努力義務違反に対する措置については、取り扱う食品等の種類や取引方法などによって、個別の異なる事情があることが想定されることから、回数や期間を具体的に設定することは困難です。そのため、案件ごとに個別の事情等を勘案して指導及び助言並びに勧告及び公表相当であるか判断する必要があるため、公示したとおりの記載としております。一方で、本指針と食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第38条（指導及び助言）及び第39条（勧告及び公表）の規定との対応関係が明確になるよう、記載を修正させていただきました。</p>
2	<p>【勧告措置の実施基準に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言・指導への過度な依存を避け、悪質・反復的な事業者には初期段階から勧告・公表など強制力のある措置を可能にする基準を明確化するべき。</li> </ul>	<p>努力義務違反であることが判断基準に照らして明らかである事例に対しては、必ず助言・指導を経る必要があるわけではなく、初期段階から勧告を実施する事ができるものとなっております。</p>
3	<p>【改善状況の報告に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善報告の検証について、形式的な書面確認にとどめず、現場確認や第三者検証、フォローアップ期間の明確化など、より強化された検証体制が必要。</li> </ul>	<p>勧告後の改善状況の確認にあたっては、書面確認に加え、必要に応じ改善状況の聴取を実施するなど、適切に対応してまいります。</p>
4	<p>【公表の実施に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表制度を積極運用し、重大性の判断基準を緩和し、一定の違反には積極的に公表を行い、抑止力を高めるべき。</li> <li>・公表の比例性を確保し、違反行為の重大性・反復性に応じた段階的対応を明文化のうえ、軽微事案では匿名化や段階的指導の選択肢を検討すること。</li> </ul>	<p>食料システム法第39条第2項において、公表については勧告に従わなかったときに行うこととされておりますところ、勧告については同条第1項において、法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときに行うこととされています。</p> <p>なお、「勧告に従わなかったとき」というのは、本指針に記載のとおり、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき</li> <li>② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反があったことを確認したとき</li> </ol> <p>が該当します。以上を踏まえ、勧告や公表の実施について適切に判断してまいります。一方で、個別の事案ごとに判断のうえ、軽微な努力義務違反については勧告ではなく指導・助言等を行うこととしております。</p>

2. その他本指針に関するご意見・ご要望等		
番号	御意見等	回答
1	<p>本指針の目的である「持続的な供給」と「取引の適正化」を実現するには、現場で機能する証拠基盤と、報復を恐れずに訴えられる安全網が不可欠です。標準契約書の義務化、電子契約・完全ログ保存と第三者監査、匿名相談と報復禁止、返品・減額・費用転嫁の明確な線引き、販路多様化支援を柱とする政策パッケージを、助言・指導・勧告・公表の運用に組み込んでください。制裁一辺倒ではなく、啓発と好事例の可視化を併走させることで、業界全体の行動変容を促し、一次産業の安心と誇りを守ることができます。</p>	<p>取り扱う食品等の種類や契約形態などによって、個別の異なる事情があることが想定されるため、標準契約書の義務化等を定めることは困難である一方で、取引条件等の協議に当たっては、令和8年4月1日施行の食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針において、協議の申出等を行った者と申出を受けた者の認識の齟齬を解消し、問題を未然に防止する観点から、協議等を行った記録を双方で作成し、保管することが望ましい旨を記載しております。</p> <p>また、匿名相談につきましては、努力義務違反に関する情報その他の食品等の取引に関する情報を受け付けるための窓口として、「食品等の適正取引に関する情報受付窓口」を設けており、匿名でも情報をお寄せいただくことができるようにしています。また、情報提供者が特定され報復が行われることがないよう、情報の管理を徹底してまいります。</p> <p>食品等取引実態調査においては、食品等の取引において抱えている課題だけでなく、他の事業者の参考になりそうな改善事例や優良事例も聴取しており、啓発にも努めてまいります。</p>
2	<p>食料供給の安定化の為の法案、という事だが、生産者が安定生産できる体制についての保障が全く無いではないか。</p> <p>国の減反・生産調整政策、高市政権での コメ生産増計画撤回の様に、急に掌を返して 生産者への支援が打ち切られる事 しきりだ。</p> <p>法案の中に、国・地方行政の行う政策に対しても、安定化を侵害する施策は行わず、(生産者-販売者間で 法案が義務付けているのと同様な) 生産者と十分な協議を行う義務を定めるべきだ。</p> <p>「指導助言・勧告」などと まるで国が専門家の様な態度だが、実際は 裏金政治家が頭を揃えているだけではないか。</p> <p>ロクな知識も無いくせに、我々の生業を 弄ぶな。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

3	<p>反対。大変な思いをしている農家の負担を増やす (同様の御意見 1件)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
4	<p>規則第25条に基づく判断基準を指針やHPで公開し、事業者や関係者が事前に遵守状況を把握できるようにすること。</p>	<p>判断基準については、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に定めたとおりです。なお、違反となり得る事例については、別途Q&amp;Aやガイドブックを公表し、情報提供を行ってまいります。</p>
5	<p>・利権団体化リスクへの対応 指針のうち1の（2）や3の記載は行政裁量が広く、特定団体が行政判断に影響を及ぼす可能性があるため、行政判断に影響を及ぼす可能性のある団体・情報提供者の関係を公開・管理し、特定団体に偏らない公平な運用を保証する仕組みを導入すること。</p>	<p>本指針1の（2）に記載している事項については、「飲食料品等事業者等に努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合」として、その努力義務違反の情報が単一の者からだけでなく、複数の者から得られた場合は指導の対象になる旨を記載したものであり、特定の団体の行為に行政判断が影響を受けるものではありません。また、3の「指導及び助言並びに勧告及び公表を行わない場合」の記載については、情報提供者の保護や、努力義務違反があった飲食料品等事業者等に対して過度な行政指導を実施し、不利益を与えてしまうことがないよう、個別の事案に合わせた対応をとるために記載しているものであり、こちらも特定の団体の行為に行政判断が影響を受けるものではありません。</p>
6	<p>・情報収集の負担軽減 中小事業者への提出負担を考慮し、必要最小限の情報提出にとどめること。</p>	<p>食料システム法に係る情報収集に当たっては、情報提供者に過度な負担を強いることがないよう留意してまいります。</p>
その他	<p>表現に関する御意見が1件、本意見公募の対象ではない御意見が2件ありました。</p>	